

東京科学大学医科同窓会東京都支部会会則

(名 称)

第1条 本会は、東京科学大学医科同窓会東京都支部会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京科学大学医科同窓会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、東京科学大学医科同窓会の目的に沿い、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、会員と母校との密接な関係を保ち、もって会員と母校の発展ならびに医学の使命達成することを目的とする。

2. すでに結成されている、各支部・各ブロックの活動を支援する。

3. 東京科学大学に帰属し、東京都に籍を置く様々な同窓会組織との交流を積極的に推進する。

(事 業)

第4条 本会は、前条の会則に定められた目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 東京都内会員間、支部ブロック間の親睦、情報交換

2. 母校、大学病院との双方向の連携強化

3. 会員の医療、医学研鑽の補助

4. 東京都ならびに近隣地域の医療情報の共有

5. 会員支援の推進に関する事業

6. 組織強化と機能の向上に関する事業

7. その他本会目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 会員の資格

会員は、東京科学大学医科同窓会員にして都内に居住または診療（勤務）の場所を有し、かつ支部あるいはブロックに所属している者

2. 退会

(1) 支部あるいはブロック会員を退会する者は、自動的に支部も退会とする。

(2) 会員で本会の主旨にもとる行為若しくは本会の名誉を毀損する行為のあった者は、支部長・ブロック長会の議決を経てこれを除名する事ができる。

(支 部・ブロック)

第6条 本会は、各行政単位に支部を、より広域な複数の行政単位を含む地域にブロックをお

く。

2. 各支部、各ブロックは、支部長（1名）と副支部長（3名以内）を本会に通知するものとする。

3. 支部長は、本会の委任事項を遂行する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4. 新たに支部あるいはブロックを設立する場合は、東京都支部に諮る。

（役員）

第7条 本会は、次の役員をおく。 会長 1名、副会長 2名 をおく。

2. 必要に応じて、他の役員を置くことができる。

（役員選出）

第8条 会長は、支部長・ブロック長会において支部長またはブロック長の中から選出する。

副会長は、支部長・ブロック長会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第9条 会長は会務を統轄し、副会長は会長を補佐する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、医科同窓会社員総会の日にかかれる支部長・ブロック長会で選任された日から翌々年の医科同窓会社員総会の日にかかれる支部長・ブロック長会の前日までの2ヶ年とする。ただし再任をさまたげない。

2. 東京都支部会発足の令和6年度においては、役員の任期は支部会発足の日から令和7年度医科同窓会社員総会の日にかかれる支部長・ブロック長会の前日までとする。

3. 役員は、その任期が満了した場合でもその後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（役員の補充）

第11条 役員に欠員を生じ、会長が補充を必要と認めた時は理事会にはかり、これを補充する事ができる。

2. 欠員補充のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員）

第12条 会長は、必要に応じて委員を委嘱することができる。

（支部長・ブロック長会）

第13条 本会は、会務一般を報告するため、毎年5月に支部長・ブロック長会を開催する。

2. 必要に応じて、支部長・ブロック長会は会長が招集する。
3. 本会の重要事項は支部長・ブロック長会で過半数の賛成で決定する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第15条 本会の経費は、医科同窓会と協議し、医科同窓会から経費の負担を仰ぐものとする。

2. 会員は、会費及び負担金を本会に支払う義務を負わない。

(予算・決算)

第16条 本会の予算は、会長・副会長の合議で決定し、支部長・ブロック長会に報告する。決算は、支部長・ブロック長会の承認を得るものとする。

(会則の変更)

第17条 本会則の変更は、支部長・ブロック長会において出席者2分の1以上の賛成を要し東京科学大学医科同窓会に届け出るものとする。

(会則の施行)

第18条 本会則は、議決の日から施行する。

2. 本会則の施行に必要な細則・規程は、支部長・ブロック長会の議を経て別に定める。

(附則)

1. 本会則は、令和6年10月1日から施行する。